

# 令和6年度報酬改定(法改正)による変更点

---

放課後等  
デイサービス

---



※参考資料：はぐめいと

## 1. 児発・放デイの基本報酬・支援時間に応じ3区分に変更

---

支援時間による区分は「30分以上1時間30分以下」  
「1時間30分超3時間以下」  
「3時間超5時間以下」の3区分とする

(放課後等デイサービスにおいては、「3時間超5時間以下」は  
学校休業日のみ算定可)

例：放課後等デイサービス定員10人以下 重心・医ケア児を除く  
区分1 (30分以上1時間30分以下) (574単位)  
区分2 (1時間30分超3時間以下) (609単位)  
区分3 (3時間超5時間以下) ※ 学校休業日のみ(666単位)

Flosでは、個別支援は区分1 グループ支援は区分2 となります。

## 2. 延長加算・専門的配置加算の見直し

・5時間（放デイ平日は3時間）を超える長時間の支援については、延長支援加算を見直し、預かりニーズに対応した延長支援として同加算により評価

・児童指導員等加配加算について、専門職による支援の評価は専門的配置加算により行うこととし、配置形態（常勤・非常勤等）や経験年数に応じて評価

・専門的支援加算及び特別支援加算について、両加算を統合し、専門的な支援を提供する体制と、専門人材による個別・集中的な支援の計画的な実施について、2段階で評価

<児童指導員等加配加算>		
【現行】	理学療法士等を配置	75～187単位/日
	児童指導員等を配置	49～123単位/日
	その他の従業者を配置	36～90単位/日
↓		
【改定後】	児童指導員等を配置	
	常勤専従・経験5年以上	75～187単位/日
	常勤専従・経験5年未満	59～152単位/日
	常勤換算・経験5年以上	49～123単位/日
	常勤換算・経験5年未満	43～107単位/日
	その他の従業者を配置	36～90単位/日

放デイ

児発

<専門的支援加算・特別支援加算>		
【現行】	○専門的支援加算	
	理学療法士等を配置	75～187単位/日
	児童指導員を配置	49～123単位/日
	○特別支援加算	54単位/回
↓		
【改定後】	○専門的支援体制加算	49～123単位/日
	専門的支援実施加算	150単位/回
	（原則月4回まで、利用日数等に応じて最大6回まで・放デイは2～6回まで）	
	※体制加算：理学療法士等を配置 実施加算：専門人材が個別・集中的な専門的支援を計画的に実施	

Flosでは、

専門的支援体制加算（放デイ4月～／児発6月～）

専門的支援実施加算（放デイ5月～／児発6月～）を実施します。

### 3. 児発・放デイ、5領域の総合的支援の提供が義務化

---

支援において、5領域（※）を全て含めた総合的な支援を提供することを基本とし、支援内容について事業所の個別支援計画等において5領域とのつながりを明確化した上で提供することを求める

《運営基準》

（※）「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」

障害児者の状況を踏まえたサービス等利用計画・障害児支援計画の作成を推進する観点から、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者が作成した個別支援計画について相談支援事業者への交付を義務付け。

現在Flosも順次対応しております。個別支援計画書をご確認ください。

## 4. BCPの策定

---

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること

- ・ 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること

Flosでは代替講師制度を利用し、担当講師が支援できない場合、他の講師が支援を行うことで支援をとめないシステムを構築しております。利用者の皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

## 5. 虐待防止の徹底

---

施設・事業所における障害者虐待防止の取組を徹底。

1. 虐待防止委員会を定期的を開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
2. 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。
3. 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

Flosでは、虐待防止委員会を設置し、  
虐待防止研修を行っております。

## 6.身体拘束廃止

---

### 身体拘束適正化措置

1. やむを得ず身体拘束等を行う場合、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
2. 身体拘束適正化検討委員会を定期的を開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
3. 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
4. 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。

Flosでは、身体拘束適正化検討委員会を設置し、  
研修を行っております。